

平成30年10月31日
議会の一紙宛内

〔吉岡議員挙手〕

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） まずですね、3万4703っていうのはこれは1月26日現在の数量ですね。それを私は情報公開条例で色々調査している途中で8月28日現在で変更になりました。その数量は3万2088 m³という事になっていますけれども、この違いは取り敢えず置いておきましょう。とりあえず数字が違えばいいとしまして、更に重大な問題があります。それをお尋ね致します。私が聞いたのは、聞き間違いと思いますが7箇所埋めた量はトータルでいくらかって聞いています。7箇所って事は先程言いました赤くなった7箇所です。いいですね。ところが、この貴方から頂いた、建設課から頂いた残土処分土地利用実績という部分の上の所に処分地は安平町追分456の1になっています。456の1番地って事は赤の場所ではないんです。赤で囲まれた後程交換する事になっている場所なんです。いいですか。私が聞いているのは赤い場所ですよ、7つの場所ですよ。何故ならば7つの場所に捨てていいですよという了解を承諾して入れたわけですからそこに捨てたはずですよ。それが何故この残土利用実績によりますと数量の問題は兎も角として重大な問題だけでも兎も角として捨てる場所が違うじゃないですか、処分地が。承諾書以外の所に捨てていませんか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 承諾書と違う場所という事でございますけれども、応土地所有者との協議の中で当初の承諾書ではなくその後土地所有者との協議の中で捨てる場所を変更しているという事でございます。

H19.12.25

日付、確認済み。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） はい、それはいつですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） そこまでの記録はちょっと残っておりません。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） あのですね、実は協議をして決めたといいますが、その前に7箇所って承諾してあるわけだから、7箇所を埋めて他にも埋める量が多くなって足りないから他にして下さいというような話でないんですよ。最初から全てが真ん中の所に承諾書に書かれていない場所に全て入っているという報告です。実績報告書。もう少し具体的にいいますとね、情報公開条例で約49件、正確にいうと47件です。全国を除いてね。ここには全国のもここに捨てたと書いてありますから。全国も、全国っておかしいですね、国の工事、道の工事、町の工事、全て456番地に埋めたと書いてある資料です。それから承諾書はあくまでも公共工事というふうになっていますから、いいですか。承諾書には公共工事による発生土となっていますから地域的な限定はありません。国、道、町の全てが対象となります。それで情報公開でこれらの全ての場所、国を除いて全ての場所をチェック致しました。まあ情報公開つかって所謂工事費積算内訳書、所謂設計書の関係でございますけれども、これに開示については担当課の方で大変ご苦労頂いた事は感謝しますが、中身を見ましたね、ここにこうあります。必要な分だけコピーしました。見ましたら、1箇所だけでいいんですけどね、こう書いてあるんですよ。本工事で発生する残土については指定場所（追分旭456-1）に搬入し、敷きさらしを行う事、つまり20年度ですよ、協定書を結んだのは平成19年の12月21日です。その後20年になってから翌年になってから、場所が承諾書に書かれている場所ではなくて先程言ったように将来交換するであろう場所に1箇所では例外ちょっと聞きますけれども、全てが承諾書に書かれているあの赤く書いてある7箇所以外の場所、囲んだ真ん中の所に全てそこに入れて下さいという指示を出しているじゃないですか。そういう事はどうして起こったんですか、口頭で承諾書以外にですよ、正式な判子を押して、担当課長がサインしてある書類以外に口頭でここではなくてこっちにしますからってそんな事ありえますか。個人なら分かりますよ。役場が行政の責任ある立場の人間が正式な判子を押して担当課長がチェックしてこの場所にいまいしょうと、ここにはですよ、承諾書には搬入場所については、承諾書記載の土地とし、承諾書記載の土地とは7箇所です。赤く囲った所。7箇所とし、埋める土は公共工事による発生土とする。他の土を入れてはダメですよ、あくまでも公共工事にでた土ですよって事まで書いて、場所はわざわざ承諾書記載の土地として書いてあるんですよ。これ滝町長宛の文意じゃないですか。それから土地所有者2名判を押していますよ、建設課長のサインもしてあるじゃないですか。これ直接本人が書いたような。一つ判子押してありますけど。しかも協議者になっているんですよ。安平町の建設課長が、課長ですよ課長が、土地の所有者にどのような方法で土地を捨てていいでしょうかという協議をした。色んな協議があったでしょうね、わけがわかりませんが。その結果これが出てきたんですよ。それなのにその翌年に既に違う場所、

1箇所において全部この書いてある赤く囲んであるのではないこの真ん中の所です。ここに捨てて下さいって正式な文章で出しているじゃないですか。口じゃないんですよ。ここ捨てていいですかいいよって捨てたんじゃないんですよ。町の公文書でそこに捨てて下さいって各業者に一つ一つの業者に指示を出しているんですよ。今の答弁私は納得出来ません。何故こうなったのか説明して下さい。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 当時の事は詳しくは分かりませんが、恐らく協議の中で真ん中の土地に捨ててくれというお話があって投げたんだと思いますけれども、各業者ですとか、国や北海道に伝えるときに分かりやすい真ん中の地番をお伝えして恐らくどこに捨てるというのはその後に協議、ウチの担当者ですね、相手の業者さんとの打ち合わせの中で実際の場所についてはここにしましょうという流れになっておりますので恐らくわかりやすく表示したっていうだけかなと思います。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） ますます納得出来ませんね。担当課長が急遽色々な事情、何か予測以外の事が発生して、担当課長がこの判を押した所有者に再度協議を申し入れて変えて下さいと業者を変えたなら分かりますよ。今のお話だと現地の担当者が捨てる時にこっちがいいんでないですかって言って分かりましたって言って変わるもんなんですか。おまけにこの設計書の中にある文章で通知しているじゃないですか。各業者に。捨てる場所7箇所なのに真ん中の所に捨てているじゃないですか。それを現地の担当者が何かどういいう理由か知らないけれども、変えて下さいっていうんだったら正式に文章で町長名で所有者に文章を出さなければならぬんじゃないですか。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 当時その詳しく話は分からないという事で先程も言いましたけれども、当事者同士の話し合いの中で決めている事ですので、それが文章がなかったとしても契約的な部分については成立するわけですから。特にたまたま文章は残ってないという事でございますけれども、お互いの合意の下で作業を進めておりますので、それは間違いのない話でございます。

〔吉岡議員挙手〕

○議長（牧田弘満君） 吉岡議員。

○3番（吉岡政昭君） お互いの合意の下でやっている、それは間違いないというけれども、それを証明するものではありません。その事だけ申し上げておきます。時間がなくなりますので先行きます。瀧前町長は町議会のその行政報告の中で、色んな事で考えたり調べたりするけど意味の分からない事があります。それは無償で2万7000㎡のところ、つまり8182坪の土地を借用したと、無償で借用したと書いてあります。言っております。それから又同じ行政報告の中で、この8182坪の全てに建設残土として処分していたと言っているんです。分かりますか。前半ごちゃごちゃ喋ったのを省略して言っているんですよ。要するにタダで、大雑把に言えば8000坪の土地を借りました。その場所に全て残土を処分していたと書いてあります。質問2つあります。8000坪の土地を借りたとすれば借用書ありますか。借用書の提出を実は担当課長に求めました。それから私が議員になる前にこの議事録を読んで疑問に思ったから借用書を情報公開条例で求めました。他の契約書も含めて。そしてたら借用書が届いてないんですよ。普通は無いの場合は「不存在」という文章がきますけれども、不存在がなくてその他書いてある関連資料というところから取って来ているんだけれども、肝心の借用書がきておりません。借用書はありますか。もう一つ確認します、同じ行政報告の中でこの8000坪の全てに建設残土として処分していたというんです。いいですか。先程言いましたように7箇所の場合の面積は4971坪です。7箇所の場合は大雑把に5000坪です。5000坪。承諾書ではそこに捨てて下さいという話です。5000坪の場所に。ところが町長の行政報告を見ると8000坪の所に処分していたと町長は言っていますよ、3000坪多いんですよ。だからここで私が書類上の証拠がないと言っているのは借用書ありますかと請求しても出てこない。ではそこに捨てる時の承諾書を所有者から貰っていますか。2つ答えて下さい。

〔塩谷建設課長挙手〕

○議長（牧田弘満君） 建設課長。

○建設課長（塩谷慎嗣君） 坪数で言われるとなかなか分かりづらいんですけど、一応2万7000㎡に建設残土を処分したという事で行政報告をしておりますけれども、その土地がですね、今回の借用した土地に係っているという事ですべて埋め尽くしたというイメージではないんですけど、その全ての土地にですね、係るような形で一応投げているという形かなと思うんですけども。その土地の部分のですね8000坪ですか、その借用書があるかという事ですけれども、そこに借用書については特に頂いておりません。先程